（五）　乗入れ規制地区

名称	区域
永田いなか浜・前浜	鹿児島県熊毛郡屋久島町永田の一部（道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）
田代海岸	鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署一一林班の一部
	鹿児島県熊毛郡屋久島町船行の一部
	（以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）

二　海域公園地区

名称	位置
栗生沿岸海域公園地区	鹿児島県熊毛郡屋久島町栗生地先
メガ崎海域公園地区	鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島地先

三　保護施設

種類	位置
植生復元施設	鹿児島県熊毛郡屋久島町（花之江河・小花之江河）

四　集団施設地区

名称	区域
尾之間集団施設地区	鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間の一部

五　単独施設

種類	位置
園地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（いなか浜、前浜）
園地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（白谷雲水峡）
避難小屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町（白谷）
避難小屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町（新高塚）
園地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（小杉谷）
野営場	鹿児島県熊毛郡屋久島町（小杉谷）
避難小屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町（鹿ノ沢）
園地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（田代海岸）
園地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（荒川登山口）
園地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（安房川河畔）
避難小屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町（石塚）
園地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（ヤクスギランド前）
園地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（淀川登山口）
園地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（大川の滝）
園地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（栗生）
野営場	鹿児島県熊毛郡屋久島町（千尋滝）
園地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（岩屋泊）
水泳場	鹿児島県熊毛郡屋久島町（本村）
園地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（湯向）
博物展示施設	
公衆浴場	

六　道路

（一）　車道

鹿児島県熊毛郡屋久島町（永田・国立公園境界）から同町（瀬切川・国立公園境界）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（安房・国立公園境界）から同町（淀川登山口）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（荒川分かれ・車道分岐点）から同町（荒川登山口）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（本村）から同町（岩屋泊）、同町（番屋ヶ峰）及び同町（湯向）まで

（二）　歩道

鹿児島県熊毛郡屋久島町（宮之浦川）から同町（龍神杉）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（小瀬田・国立公園境界）から同町（愛子岳山頂）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（白谷雲水峡駐車場）から同町（楠川三叉路・歩道合流点）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（永田・国立公園境界）から同町（焼野・歩道合流点）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（大川林道・国立公園境界）から同町（鹿ノ沢避難小屋・歩道分岐点）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（花之江河・歩道分岐点）から同町（ヤクスギランド・歩道合流点）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（ヤクスギランド）から同町（ヤクスギランド・歩道合流点）及び同町（太忠岳山頂）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（淀川登山口・歩道分岐点）から同町（荒川登山口）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（栗生・国立公園境界）から同町（花之江河・歩道合流点）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（千尋滝・国立公園境界）から同町（モッチョム岳山頂）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（尾之間・国立公園境界）から同町（蛇之口滝）及び同町（淀川登山口・歩道合流点）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（砂ヶ迫登山口）から同町（古岳火口）まで
鹿児島県熊毛郡屋久島町（永迫牧場）から同町（メガ崎灯台下）及び同町（メガ崎北海岸）まで

七　運輸施設

種類	位置
船舶運送施設	鹿児島県熊毛郡屋久島町（栗生）から同町（栗生）まで

八　生態系維持回復事業計画

名称	区域
屋久島生態系維持回復事業	鹿児島県熊毛郡屋久島町内屋久島森林管理署一林班から八林班まで、一三林班、二二林班、二三林班、四五林班、五〇林班から六三林班まで、七五林班から一〇一林班まで、一〇三林班から一〇八林班まで、一一二林班、二一三林班から二一五林班まで、二二〇林班から二二二林班まで、二二五林班、二二八林班から二三二林班まで及び二六三林班から二七一林班までの全部並びに九林班、一二林班、一四林班、一五林班、一七林班から一九林班まで、二四林班、二六林班から三〇林班まで、三二林班、三八林班、四七林班、六五林班、一〇二林班、一一一林班、二〇四林班から二〇六林班まで、二一二林班、二七四林班及び二七五林班の各一部
	鹿児島県熊毛郡屋久島町安房、尾之間、栗生、中間、永田、船行及び宮之浦の各一部

九　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第三十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、屋久島国立公園の区域内に特別地域を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この特別地域の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　区域

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署一林班から八林班まで、一三林班、二二林班、二三林班、三一林班、四五林班、五〇林班から六三林班まで、七五林班から一〇一林班まで、一〇三林班から一〇八林班まで、一一二林班、二一三林班から二一五林班まで、二二〇林班から二二二林班まで、二二五林班、二二八林班から二三二林班まで及び二六三林班から二七一林班までの全部並びに九林班、一二林班、一四林班、一五林班、一七林班から一九林班まで、二四林班、二六林班から三〇林班まで、三二林班、三八林班、四七林班、六五林班、一〇二林班、一一一林班、二〇四林班から二〇六林班まで、二一二林班、二七四林班及び二七五林班の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房、尾之間、口永良部島、栗生、中間、永田、船行及び宮之浦の各一部

二　区域を表示した図面（省略）